

## 委託業務処理要領

### 1 目的

本要領は、地方公会計標準システム運用支援業務を円滑かつ効率的に実施するために必要な事項を定める。

### 2 委託業務の範囲

委託する業務は、次に掲げるものとする。なお、詳細については仕様書のとおりとする。

- (1) 問い合わせ対応
- (2) 安定稼働対応
- (3) 障害時のシステム復旧
- (4) 財務会計トータルシステムとの連携対応
- (5) 標準ソフトウェアのサービス終了に係る対応

### 3 委託業務の留意事項

次の事項について留意すること。

- (1) 受託者は、技術員（SE）が現地で対応できる体制を整えるとともに、異常検知時は速やかに設置場所に来て対応を行うこと。
- (2) 本システムは北海道財務会計トータルシステムの歳入・歳出情報とのデータ連携が必要となることから、必要に応じてデータ連携先のシステム保守業者と調整を行うこと。
- (3) 受託者は、いかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり本要領に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに北海道と協議を行い、対応すること。

### 4 報告

毎月の作業状況について、速やかに作業報告書を担当課へ提出すること。